

令和4年度 事業計画

I. 基本事業

ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた「新たな生活様式」への対応を念頭に置き、令和4年度の事業計画として、本会各種部室等からの提言の積極的活用と、組織改革および財政改善をはじめ、当面する8の重点課題について、地域に密着した歯科医師会活動を基本に、その関連諸施策の推進を図る。

更に、公益法人への移行を視野に入れ、より良い体制を目指して最善なガバナンス体制の構築について不断の努力を行う。

1. ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた医療提供の推進、経営基盤の強化

ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた医療提供の推進、経営基盤の強化として、令和3年度に導入したWEB方式による講習会や会議の開催を、今後は、従来の「集合方式型」に加えて、更に推進する。会員に対しては、研修の機会を均等に提供できるよう取り組みを強化し、事務局においては、業務のデジタル化を含めた「効率化」を目指した体制整備を行う。

(1) 情報共有化および医療等分野におけるICT化の推進

会員管理、文書管理等のデータベース化を推進し、本会業務の総合的、効率的な処理と管理の合理化を図るとともに、郡市区会との相互連携、情報共有化並びに電子化の充実を図る。

また、会員に対して本会の情報、特に医療保険等の情報をより迅速に提供できるよう、ホームページ活用の推進、メーリングリスト活用を推進する。

(2) 感染対策等への対応の推進

歯科診療所における歯科医師、歯科医療従事者の質の向上を図るための研修、院内感染予防対策への対応等について検討する。

2. 福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例と福岡県歯科口腔保健推進計画の推進

県歯会事業は「福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例」の各施策の達成を目指したものを基本とする。また、平成31年に見直しが行われた「福岡県歯科口腔保健推進計画（第2次）」に示される各施策の具体的な推進を図るため、福岡県地域歯科保健医療事業推進会議にて幅広く意見を求め集約し、連絡調整と趣旨徹底を図ると共に、市町村での歯科保健事業等に対する郡市区会の対応等を検討する。

(1) 生涯にわたる科学的根拠に基づくむし歯予防事業

フッ化物を用いた科学的根拠に基づく“むし歯”予防対策を構築し、むし歯罹患状況の地域間格差、個人格差の是正を目標として、県民への総合的な歯科口腔保健の推進を図る。

(2) 医科歯科連携の推進

介護施設や医療施設における口腔健康管理への対応や、周術期等における医科歯科連携・歯科歯科連携、糖尿病連携、行政、歯科口腔保健支援センター等との連携を更に強化する。

(3) 対外広報の推進

「いいな、いい歯。」週間事業のみならず、県民に対して、歯と口の健康づくりに関する正しい知識の対外広報を構築する。

3. 研修事業による地域歯科医療の質の向上

研修事業による地域歯科医療の質の向上として、今の時代にあった広い視野での研修事業の構築が必要である。社会の変化、国民ニーズの変化を視野に入れると、重要な課題として「超高齢社会への対応」「歯科医療の質の向上と機能の強化」「新たな技術への対応」「歯から始める子ども・子育て支援への対応」等があげられる。歯科医師の医療水準を維持し良質な地域歯科医療を提供するには、知識や技能のブラッシュアップとキャッチアップを支え強化する必要がある。

(1) 歯科学術研修の推進

学術団体として、地域住民へ安心、安全で良質な歯科保健医療を提供するため、学会をはじめ各種研修会を開催し、会員の知識と技術の向上を図る。

(2) 社会保険制度への対応

令和4年度診療報酬改定について、広く会員への周知徹底を図る。また、かかりつけ歯科医の更なる充実、口腔機能低下症・口腔機能発達不全症への管理の充実、医科歯科連携の強化を継続して行う。

(3) 医道倫理の昂揚の推進

「歯科医師の倫理綱領」に基づく指導を行うとともに、新入会員等に対して日本歯科医師会定款・規則・規程集、日本歯科医師会「個人情報保護方針」及び「利用目的」、日歯生涯研修事業実施要領を配布し、歯科医師としての基本姿勢・社会的責任・倫理について啓発する。

(4) かかりつけ歯科医の推進

生涯を通じて口腔の健康を維持するために、継続的に適切な治療や管理を提供し、いつでも相談に応じてくれる身近な“かかりつけ歯科医療機能”をより推進する。

(5) スポーツデンティストの養成

スポーツ歯科の普及・促進への対応として、歯科医師の立場からスポーツにかかわる県民の健康管理を推進する。

4. 災害歯科医療対策の推進

災害歯科医療対策の推進として、大規模災害の頻繁な発生も想定されることから、災害時の多職種との連携強化を引き続き推進していく。感染症蔓延時での「支援・受援」のあり方も新たなテーマとしてとらえ、体制を強化する。

5. 歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士の確保並びに働き方改革推進

歯科保健医療の確保及び充実並びにチーム医療の中での歯科医療従事者の役割のため教育拡充、診療所における労働環境の整備等について検討を行う。

特に、その養成体制の充実や復職支援の諸施策について、関係団体と連携を図りながら対応していく。

さらに、歯科医療における働き方改革として、男女問わずライフイベント等により起こり得る就業形態の変化等への対応についても検討する。

6. 委託金・補助金の有効活用

公益法人移行の可能性も含め、引き続き委託金・補助金等行政資源を最大限活用しながら、県民視点に立つ事業を検討し、行政にも働きかける。また、郡市区会に負担をかけるばかりの事業ではなく、財政的にも人的にも支援し、円滑に補助金事業を行えるよう改善を行う。

7. 県歯会館経年劣化への対応

令和3年度会館在り方検討特別委員会報告書を受け、将来の会員にとってより良い方向となるよう、方向性や在り方等について、引き続き総合的に検討する。なお、令和3年度は1億円を法人運営会計から基本財産積立金に積立しており、将来の会館補修費として令和4年度以降の積立及びその可能額を検討する。

8. 組織改革および財政再建

(1) 公益法人への移行

令和3年度公益法人検討特別委員会答申書を受け、令和4年度は、定款・諸規則等についても検討を重ね、引き続き総合的に検討する。

(2) ガバナンス・コンプライアンスの強化

会務運営の透明性の確保と組織内の公正性を追究するための、適切な体制の維持とコンプライアンス最優先意識の浸透向上を推進する。

(3) 事務局体制見直しの検討

令和3年度に行った事務局就業規程の見直しに伴い、これに関連する給与規程、退職手当規程等のその他の規程の見直しについて、専門家の意見を踏まえた上で、事務局とも十分協議のうえ、引き続き見直しを行い、優秀な人材の確保と財政状況を踏まえた持続可能な事務局体制を構築するための検討を行う。

(4) 収益事業の充実

収益事業で実施している会員を対象とした損害保険代理業及び生命保険募集業を更に推進し、郡市区会への交付金及び本会への繰入などの公益事業資金として活用する。また、会員が加入している保険内容の見直しや医院経営シミュレーション等の提供を行う「医療経営セミナー」を引き続き開催し、更なる診療所経営の安定化の一助となるよう努力する。

Ⅱ. 地域歯科医療の資の向上により、県民の健康増進及び社会貢献に資する事業

○ 総務部所管

1. 九州デンタルショー及び研修会

福岡県歯科用品商組合と共催でデンタルショーを開催し、本会の事業及び活動を広く理解してもらえるよう、各部・室との連携を取りながら、歯科用品商組合の協力のもと、九州デンタルショー会場において、福岡県歯科医学会並びにその他研修会等を開催する。

2. 歯科医師会ブースの設置

九州デンタルショー（器材展示会）開催時に、福岡県歯科医師会ブースを設置し、本会事業並びに本会活動に関する情報資料の提供を行い、会員意識の高揚を図る。

3. 対外広報の実施

各種メディア・SNS・ホームページ等の適切な媒体を活用し、県民に対して適切な歯科医療の情報提供及び普及啓発を行う。

4. 男女共同参画の推進

性別やライフイベントを問わず、多様性に富んだ歯科医師が活躍できる場、サポート体制等の推進、構築についての検討を図る。

5. 歯科口腔保健条例の推進

福岡県歯科口腔保健条例及び福岡県歯科口腔保健推進計画に基づく事業を推進するための具体的方策を協議する。

6. かかりつけ歯科医の推進

生涯を通じて口腔の健康を維持するために、継続的に適切な治療や管理を提供し、いつでも相談に応じてくれる身近なかかりつけ歯科医療機能をより推進するために、施設基準対応講習会を開催する。

7. 大規模事故・災害時等対策の推進

大規模事故・災害時等の医療救護体制の強化と行政及び地域の医療関係団体等との連携体制づくり、並びに、大規模事故・災害時等における被災者等の身元確認の支援を行えるよう平時より整備を行う。

(1) 三大学との協議会

災害時の対応について全体を統括し、大学との連携を図る等、有事の際に迅速な対応ができるよう協議を行う。

(2) 災害歯科コーディネーター養成研修会

災害時における歯科保健医療を円滑に行うための災害歯科コーディネーター養成を目指した研修会を開催するとともに、会員の災害現場での活動への理解及び協力を依頼する。

(3) 日本歯科医師会事業への参加・協力

日本歯科医師会が主催する災害歯科保健医療体制研修会並びにアドバンス研修会等への参加・協力を行う。

○ 学術部所管

1. 歯科医学・医術振興事業

最新の歯科医学・医術を普及させることにより、安全で安心な歯科医療を県民に提供することを目的として、学会・セミナー等を開催する。

(1) 福岡県歯科医学会

近代歯科医学の研鑽と会員に対する啓発を目的として学会を開催する。

(2) 臨床研修セミナー

実践的知識と技術の向上を目的とした研修セミナーを、各部・室との連携を図り開催する。また、必要に応じデモ形式での講演及び実習を行う。

(3) 郡市区学術担当者会

郡市区歯科医師会の学術担当役員により、学術関係事業に対する意見の交換と研修を行い学術事業の策定に資する。

(4) 九州歯科医学大会

九州地区連合歯科医師会が主催で、九州各県の歯科医師会が輪番により毎年開催する九州歯科医学大会に協力する。

(5) 関連諸団体との共催

日本歯科医学会等との共催による講習会・セミナー等の開催に協力する。

(6) 九州各県学術担当者会

九州各県歯科医師会の学術担当役員と、患者のニーズや最新の歯科医術の動向などを検証し、各歯科医師会で開催する研修会及び九州歯科医学大会に反映できるよう協議を行う。

(7) スポーツ歯科に関する歯科学的研究

スポーツ基本法の施行に伴う、スポーツ歯科医学の普及、啓発を図るための情報収集、研究を行う。

(8) 学術記事の内容及び執筆者の検討（年4回掲載）

会員の学術研修に資するため、学術記事を選定し歯界時報に掲載する。

○ 医療管理部所管

1. 関連諸団体との医療管理協力・支援

(1) 身元確認活動への協力

県警等からの依頼に基づき、検視及び身元確認活動への協力を行うとともに、海上保安部の嘱託歯科医による活動についても情報を共有するための体制を構築する。

また、日歯及び県警、歯科大学等の関連団体と連携を図り、身元確認活動の発展に努める。

(2) 法歯学研鑽事業

大規模事故、大規模災害または犯罪による被害者支援を目的とする身元不明遺体の確認に必要な法歯学知識の研鑽を行う。

また、身元確認作業及び捜査協力など、県行政及び警察や海上保安部の諸活動に対し歯科医学的協力を行うとともに、海上保安部の嘱託歯科医による活動についても情報を共有するための体制を構築する。

(3) 警察歯科医協議会

警察歯科医会体制の強化を図るため、警察や海上保安部並びに郡市区歯科医師会との意見の交換を行う。

2. 災害歯科医療対策の推進

(1) 身元確認研修会

大規模事故、大規模災害による被害者支援を目的とする身元不明遺体の確認に必要な法歯学知識を研鑽し、歯牙鑑定による身元確認対応を行える会員を育成するとともに、警察や海上保安部等の関係団体との連携を図る。

○ 歯科医学・医術振興に関する研修会への助成事業

1. 各地区歯科医学会の運営費助成

2. 福岡県内で開催の日本歯科医学会学術専門分科会及び認定分科会等の運営費助成

3. 日本歯科医学会分科会費

Ⅲ. 医療管理体制の整備により、安心、安全な歯科医療の提供を図る事業

○ 医療管理部所管

1. 歯科医療管理普及事業

歯科診療所内における医療安全対策、危機管理対策、法的知識等の普及啓発を行い、安全、安心かつ安定した歯科医療の提供を推進する。

(1) 医療管理講習会

労務管理・税務・医療に係る安全管理・産業廃棄物等に関する講習会を行う。

(2) 感染症対策

会員へH I V感染事情等に関する情報を提供するとともに、エイズ治療中核拠点病院などを支援し、地区の行政、歯科医師会と協調することで患者紹介システム（ネットワーク）を構築し、H I V感染者の歯科診療環境を整備する。

また、新興感染症の感染対策に関する適切な情報を提供し、指導を行う。

(3) 郡市区医療管理担当者会

郡市区歯科医師会の医療管理担当役員と、労務管理・税務・医療に係る安全管理・産業廃棄物・医療広告など医療管理関係事業に対する意見の交換と研修を行う。

(4) 九州各県医療管理担当者会

九州各県歯科医師会の医療管理担当役員と、法的知識や危機管理対策等の情報交換を行うとともに、診療所の健全な運営のため意見交換を行う。

(5) 他団体への協力支援

郡市区歯科医師会・歯科大学医療管理講習会への講師派遣

(6) 手引書の作成

- ① 労務管理手引書
- ② 医事法制手引書
- ③ 医療廃棄物処理手引書
- ④ 医療安全管理指針
- ⑤ 個人情報取り扱いに関するガイドライン

2. 要保護児童対策への協力

児童虐待防止マニュアルを作成し、県庁その他関係諸団体との連携を図る。

○ 医療安全対策部所管

1. 歯科医療安全対策事業

歯科治療における医療事故や医事紛争に関する講習会を開催し、治療上の過誤や患者と医療機関とのトラブルを未然に防ぐための知識の普及啓発を行うとともに、万が一、発生した場合に患者からの相談を受ける体制や補償等の医療安全対策を図る。

また、平成27年10月に施行された医療事故調査制度に関する情報収集を行うとともに、事故対応に協力する体制の整備を図る。

(1) 医療安全対策講習会

医療事故や医事紛争、医療安全対策に関する講習会を行う。

(2) 医療事故処理協力委員会（年3回開催）

医療事故防止及び医事紛争の円満解決のため、事例を基に今後の傾向と対策についての担当者会を開催し、顧問・嘱託弁護士より助言を受けることで更なる安全対策に努める。

(3) 九州各県歯科医療安全対策担当者会

九州各県歯科医師会の医療安全対策担当役員と、医療安全対策に関する意見の交換と研修を行う。

(4) 県内大学医療安全対策実務担当者との協議会の実施

福岡県内における歯科関係大学の医療安全対策実務担当者との協議会を2年に1度開催し、県内における医事紛争及び医療事故の情報提供を行うとともに、各大学との意見交換を行う。

(5) 他団体への協力支援

郡市区歯科医師会・歯科大学医療安全対策講習会への講師派遣

(6) 手引書の作成

① 医療事故防止・処理マニュアル

② 医事紛争対応マニュアル

(7) 歯科診療に関する相談窓口の設置、相談・苦情の処理

① 相談窓口の設置

② 相談・苦情の処理（医療事故処理協力委員会）

IV. 歯科口腔保健の推進により、公衆衛生の普及向上に資する事業

○ 本会事業

1. 歯科口腔保健普及啓発事業

県民に対する歯科保健知識及び歯周疾患予防の普及啓発等、生涯を通じた歯科保健対策として厚生労働省と日本歯科医師会が推進する「80歳になっても20本以上、自分の歯を保ちましょう」という働きかけの「8020（ハチマルニイマル）運動」を推進し、各種事業等を行っており、本県では県民の歯科保健知識の向上を図り、歯と口の健康を守るため各種啓発事業を開催する。

(1) 歯と口の健康週間事業の実施

郡市区歯科医師会を実施主体に、歯科保健の普及啓発事業を実施する。

- ① 「歯と口の健康週間」 6月4日(金)～10日(木)
- ② 県民向けの口腔保健向上を目的とした動画等を作成し、ホームページに掲載する。

(2) 8020生涯を通じた歯科保健推進事業への助成事業

行政の補助により県下24郡市区歯科医師会が行う「いいな、いい歯。」週間事業に対し、本会にて実施内容や費用等の取り纏め、助成を行う。

(3) 公益財団法人8020推進財団賛助会費

公益財団法人8020推進財団の事業活動は、本会の目的を達成するうえでも非常に重要な手段であるが、本会では全国的かつ全身を対象としたデータ収集はできないことから、会費として支援を行う。

(4) 公益財団法人ふくおか公衆衛生推進機構負担金

公衆衛生に関する調査研究、公衆衛生の知識の普及啓発等の事業を通じて、公衆衛生の向上を図り、健康で文化的な国民生活の建設に寄与する目的に対して支援し、学会等にて本会の公衆衛生事業を広く周知するとともに他団体の事業等を参考とし、本会での公衆衛生の普及啓発活動に役立てる。

2. 歯科口腔保健医療推進確保事業

8020運動推進のための体制づくりとして、要介護者、心身障がい者（児）等歯科医療を受けることが困難な県民を対象に歯科口腔保健を推進し、生涯健康な歯を保つための歯科保健医療提供体制の整備を図る。

(1) 母子歯科口腔保健推進事業

かかりつけ歯科医院の確立と口腔健康管理を実施するために、県行政からの補助を受け本会各事業の調整を図り、母子の保健福祉に寄与するとともに、県民を対象とした母子歯科保健体制を確立するための協議を行い、郡市区歯科医師会との協力を図る。

(2) 心身障がい者（児）歯科保健医療推進事業

心身障がい者（児）の口腔衛生の向上を図る。また、筑豊口腔保健センターを所有する直方歯科医師会の協力のもとに安定した歯科医療が提供できるよう事業を委託し、本会にて取り纏めを行う。

(3) 歯科休日急患診療事業

日曜祝日の診療所休診時における急患診療体制を確保し、歯科保健医療の充実を図ることを目的として、県下24郡市区歯科医師会の協力のもと、各地区歯科医師会による休日急患診療所を設置し、本会にて診療日や場所、患者数等を取り纏めて事業の実施を行う。

(4) 地域歯科保健医療事業推進会議

県行政の補助事業、委託事業として郡市区歯科医師会が行う各種事業等に関し、郡市区歯科医師会は前年度の報告、県行政は当年度の補助事業、委託事業について説明を行い、本会は、関係医療機関と協議のうえ、必要な対策の検討と企画の調整を行う。

(5) 8020運動推進特別事業

① がん患者のための歯科医療連携推進事業

各地域における歯科保健に関する課題を検討し、本会において8020運動推進特別事業検討会を設置して事業計画の策定や評価を行う。また、がん拠点病院との連携を図り、歯科医師・歯科衛生士等の医療従事者を対象とした研修会を実施し、周術期口腔機能管理を実施できる人材を育成する。更に、がん患者に対するチラシやパンフレット等を作成し、周知啓発を図る。

(6) がん患者等医科歯科連携整備事業

① ICTを活用した地域歯科医療ネットワーク基盤整備事業

引き続き運用・周知を行い、より多くの会員が在宅医療の現場で活用できる情報ツールとすることで、地域包括医療の充実を図る。

また、適宜、歯科診療報酬改定並びに介護報酬改定に伴うシステムの更新を行う。

(7) 訪問歯科診療推進整備事業

① 在宅歯科医療連携室整備事業

在宅医療推進のため、豊前築上、福岡市、糸島、筑紫、浮羽、久留米、小倉、戸畑の8郡市区歯科医師会に「在宅歯科医療連携推進室」を設置し、訪問専門の歯科衛生士を配置して、地域の歯科医師の指示のもと、自宅や施設等で療養中の高齢者等に対する口腔管理を行うとともに、必要に応じ地域の在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所、在宅療養支援歯科診療所、地域包括支援センター等との連携を図ることで在宅医療の推進を図る。

② 在宅歯科同行訪問研修事業

平成29年度から平成30年度を郡市区会の指導者養成期間とし、前年度に引き続き、令和3年度も各郡市区歯科医師会において在宅療養支援歯科診療所を中心に指導歯科医師による伝達研修を実施するとともに、指導歯科医師の更なる増員を目指す。

(8) 認知症等対応力向上研修事業

国が示した認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）において、認知症の疑いがある人に早期に気づき、かかりつけ医等と連携して対応するとともに、認知症等患者の状況に応じた歯科治療・口腔管理を適切に行うための研修会を開催する。

(9) オーラルフレイル普及定着事業

① オーラルフレイル対策定着促進事業

福岡県歯科衛生士会と連携の元、老人クラブ等からの要望に応じて、出張形式で講話及びオーラルフレイルに係る検査を実施する。また、検査結果に応じた指導及び口腔機能の再評価を行い、オーラルフレイル対策に取り組むことで在宅歯科医療における介護重度化や全身疾患重症化の予防に取り組む体制整備を図る。

② オーラルフレイル研修事業

福岡県歯科衛生士会と連携の元、歯科医師をはじめとする歯科保健・医療に係る専門職を対象として、高齢者が摂食嚥下機能障害に至るオーラルフレイルや口腔機能低下症といった一連の過程において必要な基礎知識、予防・改善方法、在宅歯科医療を含む医療・介護保険制度の活用等について、研修を実施する。

(10) 口腔管理推進室整備事業

地域医療支援病院等との連携のため、直方、宗像、大牟田、八幡の4郡市区歯科医師会に「口腔管理推進室」を設置し、次の対応を図るとともに、段階的に県下13医療圏毎に「口腔管理推進室」を適宜設置する。

① 入院患者に対する全身と口腔機能の向上を図り、在院日数の短縮化、退院後の再入院率の軽減を推進する。

② 病棟・外来への歯科関係職種の派遣と院内地域医療連携室等への歯科関係職種の派遣。

③ 退院時に歯科診療所の紹介等を行うための運営費に対する支援。

(11) 歯科医師・歯科衛生士研修事業

歯科衛生士、歯科助手の確保のため、各種事業並びに助成を行う。

① 歯科衛生士講習会

地域歯科医療を維持し、高度化する医療・介護ニーズ等に対応するため、福岡県歯科衛生士会と協力して、歯科衛生士講習会（リカバリー研修を含む）を行う。

② 歯科衛生士会助成事業

福岡県歯科衛生士会の開催する口腔ケアや摂食・嚥下機能の基礎知識並びに歯周疾患など各種研修事業の実施に対する助成を行う。

③ 在宅歯科衛生士活用助成事業

臨床から離れている潜在（未就業）歯科衛生士を対象とした研修会の開催を行い、歯科衛生士の現場復帰を目的とした事業を行っている福岡県歯科衛生士会へ事業の実施に対する助成を行う。

④ 歯科助手講習会助成事業

歯科医院での受付、器具の清掃や準備・手渡し、石膏などを練る作業、患者の介添えなど基本的な歯科知識の習得のため、日本歯科医師会の認定する歯科助手資格認定を目的とした講習会の訓練計画を審査し、日本歯科医師会への資格認定を行うとともに、県内4地区（福岡市、久留米、大牟田、北九州市）へ委託し、助成金を交付する。

○ 総務部所管

1. アンケート調査

時代に即した質の高い地域医療を提供するため、県内の歯科医師を対象にアンケート調査を定期的実施し、集計結果の分析を行い、報告書を機関誌及びホームページ掲載による情報提供を行うとともに経年的な歯科界の動向調査を行う。

2. 資料収集、集計、分析

地域歯科医療の資質向上及び歯科保健普及啓発に資するため、各種団体等が発行する資料を蒐集、分析し、歯科医師及び県民へ情報提供を行う。

3. 潜在（未就業）歯科衛生士再就職支援

- (1) 地域歯科医療を維持し、高度化する医療・介護ニーズ等に対応するため、福岡県歯科衛生士会と協力して、歯科衛生士講習会（リカバリー研修を含む）を行う。
- (2) 潜在（未就業）歯科衛生士の再就職支援として、会員の歯科診療所へスムーズに雇用できるマッチングシステムの構築を図る。

4. 健康づくり推進事業

四師会による県民を対象としたセミナーを福岡県メディカルセンターで健康づくり推進事業として実施する。

5. 災害対策の推進

災害時における歯科保健医療提供体制の構築を図る。

6. 離島・へき地の歯科保健提供体制の確保

県行政が策定した「福岡県へき地保健医療計画」に基づき、へき地での歯科保健の推進を図る。

○ 地域保健部所管

1. 歯科口腔保健の普及啓発

(1) 「いいな、いい歯。」週間普及啓発事業の実施

11月7日、11月8日の週を「いいな、いい歯。」週間とし、郡市区歯科医師会の協力のもとに、歯科保健の普及啓発事業を実施する。

① 「いいな、いい歯。」週間 11月7日（日）～13日（土）

② 会員診療所啓発事業の実施

会員の診療所において啓発事業を実施する。

③ 郡市区歯科医師会啓発事業の実施

郡市区歯科医師会の特色を踏まえた啓発事業を実施する。

(2) オーラルフレイル予防に繋がる啓発事業の策定を行う。

(3) 公衆衛生啓発事業

公衆衛生に関するパネルの作成や貸出並びに公衆衛生に関するDVDの貸出を行い、歯科疾患の効果的な予防と早期治療の重要性を啓発するとともに、ホームページ等を活用して様々な情報を公開し、県民へ歯科疾患の予防をアピールする。

2. 乳幼児期・学童期の口腔健康管理

- (1) 科学的根拠に基づくむし歯予防（フッ化物洗口）を県と連携し普及・推進する。
- (2) 県民に対し、口腔機能発達不全症について普及啓発を図る。
- (3) 学童期における口腔内の健康増進を図るとともに、口腔衛生向上のために福岡県学校歯科医会と協力し、歯科医師の育成及び知識向上を目的した協議会等を開催する。

3. 成人期の口腔健康管理

- (1) 成人期における歯科健診の推進、歯科保健指導が重要な妊産婦歯科健診、地域・職域における歯科健診の推進を図る。
- (2) 産業歯科健診実施体制の整備並びに産業歯科保健の推進を図るとともに、健康経営と産業歯科健診について、産業歯科健診推進のための県行政との会合を行う。
- (3) 日本糖尿病協会と連携し、日本糖尿病協会登録歯科医の拡充・紹介等を推進する。また、歯周病と糖尿病の医科歯科連携を図るとともに、歯周病と糖尿病の関係に関する講習会を開催する。

4. 高齢期の口腔健康管理

- (1) オーラルフレイルの普及啓発を図る。
- (2) 広域連合より協力依頼のあった後期高齢者を対象とした歯科健診事業に協力する。
- (3) 8020運動定着化と円滑な推進を図るため、高齢者よい歯の表彰の審査・表彰を行う。

5. 研修会等への協力事業

(1) 郡市区地域保健研修会への講師派遣

地域における歯科保健事業の現状とこれからの展開及び「歯科口腔保健の推進に関する法律」や「福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例」などについて、講師を派遣する。

6. 郡市区地域保健担当者会

地域保健関係事業に対する意見の交換と研修を行い、地域保健事業の策定に資する。

7. 九州各県地域保健担当者会

九州各県歯科医師会の地域保健担当役員と、歯科保健事業の現状とこれからの展開についての情報交換を行い、各県歯科医師会で実施する歯科保健普及啓発事業や地域保健活動事業に反映するための意見交換を行う。

8. その他の事業

- (1) 県行政からの補助・委託事業について、必要に応じて企画運営を行う。
- (2) 地域医療介護総合確保基金事業について、必要に応じて企画運営を行う。

○ 地域医療介護保険部所管

1. 歯科口腔保健の増進に係る事業

(1) 口腔健康管理の推進

高齢者、要介護者、障がい者（児）等への口腔健康管理を推進し、口腔機能の維持・向上を通して健康格差の縮小を図るための事業を行う。

- ① 地域医療講習会を実施する。
- ② 在宅歯科医療講習会を実施する。

(2) 医科歯科介護・施設との連携の推進

医科と歯科、介護・施設と歯科等多職種との連携を推進するための事業を行う。

- ① お口のサポート講習会を実施する。
- ② 病院での入退院時に関する医科歯科連携を図る。
- ③ 居宅・通所や施設等における医科歯科介護連携を図る。
- ④ SNS等を通じて、定期的に歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の重要性を県民に対し周知する。

(3) 福岡県口腔機能回復支援研究会事業

① メーリングリストの管理・運営

メーリングリストを活用し、会員・多職種向けに情報発信を行い、情報共有を行うとともに、事業の円滑な運営を図り、連携推進の一助とする。

(4) 地域医療連携体制の推進事業

① 全国共通がん医科歯科連携講習会の開催

がん患者医科歯科連携の推進を目的とし開催する。

2. 研修会等への協力事業

(1) 郡市区地域医療・介護保険研修会への講師派遣

地域における地域歯科医療事業の現状とこれからの展開及び地域包括ケアシステムなどについて、講師を派遣する。

3. 郡市区地域医療介護保険担当者会

地域医療介護保険関係事業に対する意見の交換と研修を行い、地域医療介護保険事業の策定に資する。

4. 九州各県地域保健担当者会

九州各県歯科医師会の地域医療介護保険担当役員と、地域歯科医療の現状とこれからの展開についての情報交換を行い、各県歯科医師会で実施する地域包括ケアシステムに向けた普及啓発事業等に反映するための意見交換を行う。

5. その他事業

- (1) 県行政からの補助・委託事業について、必要に応じて企画運営を行う。
- (2) 地域医療介護総合確保基金事業について、必要に応じて企画運営を行う。

○ 広報部所管

1. 本会活動報告事業

- (1) 本会の活動を内外に周知する機関誌「歯界時報」を毎月発行し、すべての会員へ最新の歯科医療技術、地域保健、医療安全対策等の各種情報提供を行い、県民への適切な歯科医療の提供に繋げる。
- (2) ホームページ等の管理・運営
ホームページ等を活用し、県民および医療関係者の歯科保健知識の普及啓発、歯科学生・歯科医師（未入会者）へ情報の提供、および会員への各種情報の提供を図る。
- (3) 情報伝達システムの管理・運営
会員へメールによる迅速な情報提供のために、メールアドレスおよびシステムを管理し、学会、講習会等の開催情報や医療保険情報等を即時会員へ伝達する。さらに歯界時報および会員ページと連動させ、より利活用できるようにする。また、大規模災害等における会員安否確認と情報収集に活かす。
- (4) 郡市区広報担当者会の開催
広報関係事業に対する意見の交換と研修を行い、広報活動事業の策定に資する。
- (5) 九州各県広報担当者会
九州各県歯科医師会の広報担当役員と、広報誌や県民に対する歯科保健普及のための広報活動事業などについて情報交換を行い、本会のホームページを含めた広報活動に役立てる。

○ 調査研究室所管

1. 会長及び理事会からの調査委託業務を行い、集計結果に対する分析を行う。

V. その他の事業

○ 本会事業

1. 会員表彰式

表彰規則に基づく被表彰者への表彰式を年1回行う。

2. 慶弔見舞事業

会員に対する敬老祝金、弔慰金、火災・災害見舞金等の給付を行う。

3. 収益事業

会員の福祉の増進と医業経営の合理化、本会事業財源の補助的な確保並びに郡市区歯科医師会における事務の合理化に寄与するため実施する。

4. 各種負担金事業

県行政事業及び各種公益団体等への会費等を負担し事業の実施を補助する。

5. 歯科衛生専門学校事業

(1) 教科課程（時間割の編成）、講師の任免、外来講師との連絡調整、介護福祉士実務者研修資格取得の授業を行う。

(2) 入学考査、進級及び卒業

① 入学希望者に対し試験を行い、入学考査を行う。

② 学科については、每期（前期・後期）の終りに試験を行い、学生の学習状況を調べ判断する。

③ 出席状況や試験等を勘案し、進級や卒業の判定を行う。

(3) 学生の指導教育及び賞罰

① 欠席、遅刻及び欠課が頻繁にある者、また服装、髪型等について清潔で学生らしさを損なう者に対して指導教育する。

② 学業品行ともに優秀で、他の模範となる学生は、褒賞及び授業料を免除する。また学生の本分にもとり、または学則に違反した行為のあった場合は、これを懲戒する。

③ 介護福祉士実務者研修資格の修了証を交付する。

(4) 教材の整備

備品、実習材料等の購入の他、図書を購入を行い、教材の整備を図る。

(5) 専修学校による地域産業中核的人材養成事業

専門学校と高等学校、教育委員会等の行政及び企業が協働で、高・専一貫の教育プログラムを開発するモデルを構築する。

(6) 推薦講師との協議会

博多メディカル専門学校講師として各歯科診療所の歯科医師を推薦しており、その講師との今後の研修方針等について協議を行う。

(7) 全国歯科衛生士教育協議会九州地区会への出席

全国歯科衛生士教育協議会に加盟する九州地区の歯科衛生士養成校が参加し、教育の向上と学校の円滑なる運営を図るため、各校間の情報交換を行う。

(8) その他学生の教育に関する重要なこと

校外活動について、計画の策定、引率、監督、助言、指導を行う。

臨地実習、巡回臨床実習、介護福祉士実務者研修、学年合同研修会、学年合同体育大会、接遇研修、2年生研修旅行

6. 歯科衛生士養成機関助成事業

3年間の修業により歯科医療人としての素養を高める教育を行い、歯科衛生士の国家試験に合格させ、卒業生を県下の歯科医院に就職させる歯科衛生士養成機関に対し、助成を行う。

○ 総務部所管

1. 医道倫理の昂揚の推進

「歯科医師の倫理綱領」に基づく指導を行うとともに、新入会員等に対して日本歯科医師会定款・規則・規程集、日本歯科医師会「個人情報保護方針」及び「利用目的」、日歯生涯研修事業実施要領を配布し、歯科医師としての基本姿勢・社会的責任・倫理について啓発する。

2. 入会促進対策

新規開設者等未入会者に対し、未入会者情報カルテに基づき入会勧奨を行う。また、郡市区入会勧奨担当者会を開催する。

○ 学術部所管

1. 生涯研修セミナー

全国において同水準の歯科医術を提供できるように、日本歯科医師会と共催でセミナーを実施する。

九州地区においては、毎年各県歯科医師会で輪番により実施しており、本年度は開催県からのオンライン配信によるサテライト開催として実施する。

○ 医療管理部所管

1. 福岡県警察への協力

防犯（生活安全）活動・暴力団追放運動・飲酒運転撲滅に関する協力を行う。

2. 国税局管内税務指導者協議会

適正な医院経営に基づく安定した歯科医療の提供を行うため、福岡国税局の指導を受けるとともに、国税局管内の佐賀県、長崎県歯科医師会との意見交換を行うため協議会を実施する。福岡県、佐賀県、長崎県の歯科医師会において、必要に応じ開催する。

3. 往診時駐車禁止除外申請の管理運営

往診車両の駐車禁止除外申請に関する管理運営の助言を行う。

4. 歯科医院経営の改善対策及び知識の普及事業

- (1) 経営について、研究、指導を行う。また、歯科医業経営合理化を主眼とした記帳指導を行い、併せて青色申告による税務一般の知識普及を図るとともに、嘱託税理士により税務相談を行う。
- (2) 歯科医療倫理並びに歯科医療関係法規の研究、指導を行い医道の高揚を図る。
- (3) 労働及び社会保険関係並びに就業規則等の研究を行い関係機関と折衝の上、労務管理に関する対策を策定し、指導を行う。
- (4) 医療広告ガイドラインに基づき、歯科医院における看板及び医療業に係るウェブサイトについて指導を行う。
- (5) 新型コロナウイルスを含めた院内感染対策及び医薬品の安全使用並びに医療機器の安全使用等医療に係る安全管理について指導を行う。
- (6) 医療廃棄物の処理要領について指導を行う。
- (7) 保健福祉環境事務所・保健所の立入検査について、県庁と調整を図り、適切な指導を行う。

○ 医療安全対策部所管

1. ヒヤリ・ハット（インシデント）に関する調査研究

医療事故防止のために歯科診療所におけるヒヤリ・ハット（インシデント）事例の研究を行う。

○ 医療保険部所管

1. 歯科医療保険普及事業

県民が常に安心して適正な保険診療を受けられる環境づくりのため、医療保険制度の解釈等の情報提供及び指導を行い、診療の適正と向上を図る。

(1) 本会主催の研修会等

- ① 郡市区医療保険担当者会
- ② 医事行政・関係団体等との連絡協議会
 - 1) 各種審査委員との連絡協議会
 - 2) 関係団体との連絡協議会
 - 3) 支払基金・国保連合会の審査の適正化
- ③ 郡市区社保講習会への講師派遣

- ④ 郡市区歯科医師会の医療費請求事務に対する助成（福岡県委託事業）
- (2) 他団体への協力
 - ① 個別指導・監査等への立ち会い
 - ② 福岡県社会保険協会への協力
- (3) 保険診療情報の適切なる会員への伝達
 - ① 歯科保険診療テキストの発行
診療報酬改定に伴う「歯科保険診療テキスト」を作成し、会員の保険診療の適正化と向上を図る。
 - ② 疑義解釈等の蒐集と会員への迅速な伝達
 - 1) 疑義解釈の検討と資料の蒐集を行い、会員へ伝達を要する事項は保険ニュースに掲載発行するとともに、早急な伝達方法として、会員専用ホームページの積極的な利用を図る。
 - 2) レセプト審査上の問題点を掌握し、基金・連合会の審査上差異の解消を図る。
 - ③ 保険診療に関する諸情報の伝達
 - 1) 保険診療に対する解釈等の伝達を要する事項をまとめ、医療保険だよりの発行を行う。
 - 2) 主な会議の内容及び伝達を要する事項をまとめ、歯界時報及びホームページに掲載し会員への周知徹底を図る。
- (4) 保険診療に関する相談・苦情の処理
相談・苦情の処理（各部・室との連携）
- (5) 歯科診療報酬改定説明会
歯科診療報酬改定時に九州厚生局の共催依頼に基づき、適切かつスムーズな保険改定を実施することを目的に、歯科診療報酬改定説明会を開催する。
- (6) 九州各県社保担当者会
九州各県歯科医師会の医療保険担当役員と、医療保険制度の解釈等に関する意見の交換と研修を行っている。
- (7) 社会保険指導者研修会への出席
厚生労働省及び日本歯科医師会共催の社会保険指導者研修会に出席して得た内容について、歯界時報または郡市区社保講習会等を通じて周知を行う。